

# 入院時食事療養費変更のお知らせ

令和7年度診療報酬改定にて入院時食事療養費が690円（1食につき）へ変更となります。それに伴いまして、患者自己負担額が下記のとおり変更となります。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## ◆入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円 (1日につき1470円)	1食につき <b>510円</b> (1日につき <b>1530円</b> )
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円 (1日につき690円)	1食につき <b>240円</b> (1日につき <b>720円</b> )
	低所得Ⅰ	1食につき110円 (1日につき330円)	1食につき <b>110円</b> (1日につき <b>330円</b> )